

【共通】

業務名：三朝町新配水池築造工事補償調査業務

## 特記仕様書

### 第1(目的・主旨)

当事業は、三朝町新配水池地築造工事補償調査業務に係る用地調査を行うものです。

### 第2(適用範囲)

本業務の履行に当たっては、特に定めのない限り、調達公告日時点で最新の「鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書」によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		用地調査業務 立木調査策定 14.88千㎡
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		関係機関と協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。
追加	1			地元関係者との交渉等		個人情報の取扱については、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。
追加				成果物の提出		成果物は、下記のとおりとする。 ・報告書 2部 ・図面 1部 ・電子媒体(CD-ROM又はDVD-R) 2部
追加				疑義等		業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				真夏日以上の日に現場作業を見送った場合の履行期間の延長		真夏日以上の日(※)に、現地踏査、測量、ボーリング、調査等の現場作業の実施を見送った場合、見送った期間に相当する日数分、履行期間を延長することができる。 現場作業を見送った場合は、当該月の履行報告書に見送った期間に相当する日数の累計を明記すること。 履行期間の延長を希望する場合は、当該現場作業が完了した日以降、14日以内に履行期間の延長について調査職員と協議すること。 なお、見送った期間に相当する日数には、現場作業日数だけでなく、再準備等に要した日数も含まれる。 積上げる日数は日単位とし、半日、時間単位の作業予定であったとしても1日として加算する。 ※真夏日以上の日とは、予報値で湿球黒球温度(WBGT)28℃以上又は日最高気温が31℃以上の日をいう。 なお、夜間作業の場合は作業時間帯の予報値が湿球黒球温度(WBGT)28℃以上又は日最高気温が31℃以上の日をいう。

【用地調査業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容(主たる補償業務の区分)		・立竹木調査業務
			5	主任担当者	1	資格要件は調達公告による。
			6	照査技術者	1	本業務は、照査技術者を定め照査と実施する。なお、照査に当たっては、調査職員に協議すること。
					2	資格要件は調達公告による。
追加				その他		当業務は測量法の公共測量に該当する。 調査職員が、測量法第36条(実施計画書の提出)の提出及び第14条(実施の公示)の通知等を行うので、受注者は、調査職員から指示があるまで現地着手することができない。ただし、これにより難しい場合は、調査職員と協議すること。
追加	1			その他		・立竹木移転料の算定に当たり、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則第15-1(3)に規定する関連移転に該当すると考えられる場合は、移転工法について調査職員に協議すること。 ・調査職員との協議の結果、関連移転を認定した場合は、すべての補償物件に係る建物移転料等補償調書に加え、関連移転に係る物件の同調書を別途作成すること。